

柏市耐震改修促進計画

	平成 2 0 年	3 月
(一部改定	平成 2 6 年	5 月)
(一部改定	平成 2 9 年	3 月)
(一部改定	平成 3 0 年	4 月)
(一部改定	令和 2 年	4 月)
(一部改定	令和 3 年	5 月)
(一部改定	令和 4 年	6 月)
(一部改定	令和 4 年	8 月)
(一部改定	令和 5 年	6 月)
(一部改定	令和 6 年	6 月)

柏 市

目 次

はじめに	1
第 1 計画策定の趣旨	2
第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模等及び被害の状況	3
2 耐震化の現状	5
3 耐震化の目標の設定	6
4 市有建築物の耐震化の情報開示	7
第 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	8
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	8
3 地震時の総合的な安全対策	8
4 重点的に耐震化すべき建築物	9
5 重点的に耐震化すべき区域	9
6 地震発生時に通行を確保すべき道路	10
7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	11
8 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	12
9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	12
10 耐震化の状況把握	13
11 柏市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	13
第 4 啓発及び知識の普及	14
1 防災マップの作成・公表	14
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	14
3 パンフレットの作成・配布，相談会の実施等	14
4 リフォームに併せた耐震改修の誘導	15
5 家具の転倒防止策の推進	15
6 自治会等との連携に関する事項	16
第 5 法による指導等	17
1 法による指導等の実施	17
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	17
第 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	18
1 関連団体との連携	18
2 その他	18

資料編

資料 1	本計画の特定建築物一覧（耐震改修促進法第14条，第15条，附則第3条）	19
資料 2	重点道路等沿道区域	21
資料 3	重点区域	22
資料 4	広域避難場所・指定避難場所分布図	23
資料 5	柏市直下地震（マグニチュード7.3） 地表の地震動予測分布図	24
資料 6	柏市直下地震（マグニチュード7.3） 液状化危険度予測分布図	25
資料 7	補助金交付事業広報資料（ポスター）	26
資料 8	柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱	27
資料 9	柏市マンション耐震診断費補助金交付要綱	31
資料 10	柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱	37
資料 11	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	41
資料 12	建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	54
資料 13	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	68
資料 14	建築基準法（抜粋）	76
資料 15	建築基準法施行令（抜粋）	77
資料 16	柏市に大きな被害をもたらした主な地震（江戸時代以降）	78

（別紙） 柏市耐震改修促進計画に定めるブロック塀対策の対象となる避難路について

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

本市においては、平成11年1月に「柏市既存建築物耐震改修促進実施計画」を策定しました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成20年3月に「柏市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生、県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生したことから、平成25年11月に法改正されました。これを受け平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月の政令改正により、千葉県耐震改修促進計画が改定され、新たな耐震化の目標が設定されたことを受け、本計画を改定することとしました。

本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を県や建築物の所有者等と連携を図りながら計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強い「まちづくり」を進めます。

第 1 計画策定の趣旨

本計画は、法第 6 条の規定により策定するものです。

本計画の策定は、法第 4 条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び令和 3 年に千葉県が改定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、令和 7 年度を目標年度として、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標を達成するために必要な施策等を定めるものです。

市は、本計画に基づき、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模等及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

柏市防災アセスメント調査（平成31年3月）では、柏市に影響を及ぼすマグニチュード7クラスの3ケースを想定地震として設定しています。

- ・ 柏市直下地震（マグニチュード7.3）
- ・ 千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）
- ・ 大正型関東地震（マグニチュード8.2）

(2) 物的被害

表1 物的被害の概要

想定地震名		柏市直下地震	千葉県北西部 直下地震	大正型関東地震
建物被害	全壊棟数	6,975 棟	555 棟	3,041 棟
	半壊棟数	11,811 棟	2,489 棟	7,558 棟
	合 計	18,786 棟	3,044 棟	10,599 棟
上水道	機能支障人口	259,457 人	151,864 人	179,799 人
都市ガス	供給停止戸数	90,070 戸	401 戸	70,946 戸
電 力	停電軒数	184,682 軒	158,168 軒	164,409 軒

(3) 人的被害

表 2 人的被害の概要

想定地震名			柏市直下地震	千葉県北西部 直下地震	大正型関東地震
被害	死 者	冬 5 時	235 人	20 人	94 人
		冬 1 8 時	250 人	13 人	60 人
		夏 1 2 時	73 人	7 人	32 人
	重傷者	冬 5 時	367 人	33 人	148 人
		冬 1 8 時	243 人	30 人	108 人
		夏 1 2 時	227 人	21 人	98 人
	軽傷者	冬 5 時	965 人	208 人	598 人
		冬 1 8 時	657 人	129 人	386 人
		夏 1 2 時	670 人	95 人	341 人
	避難者	1 日後	冬 5 時	42,384 人	8,227 人
			冬 1 8 時	57,340 人	9,550 人
			夏 1 2 時	43,618 人	8,227 人
		1 週間後	冬 5 時	76,593 人	25,503 人
			冬 1 8 時	88,910 人	26,723 人
			夏 1 2 時	77,548 人	25,503 人
		1 か月後	冬 5 時	64,677 人	13,467 人
			冬 1 8 時	77,690 人	14,761 人
			夏 1 2 時	65,686 人	13,467 人
	帰宅困難者	柏市への通勤・通学者数		23,832 人	
		柏市からの通勤・通学者数		62,788 人	
		柏駅周辺の滞留者		16,200 人	

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成30年度の市内の住宅戸数は約208千戸（木造住宅：約126千戸，非木造住宅：約82千戸）と推計されます。そのうち耐震性がある住宅戸数は，約193千戸（昭和55年以前で耐震性を有する住宅：約17千戸，昭和56年以降の住宅：176千戸）であり，市内の住宅の耐震化率は約92パーセントと推計されます。

表3 住宅の耐震化の現状

	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約208千戸	約15千戸	約17千戸	約176千戸	約92%
戸建て住宅	約113千戸	約14千戸	約9千戸	約90千戸	約87%
共同住宅等	約95千戸	約1千戸	約8千戸	約86千戸	約98%

※1 住宅の各戸数及び耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。

※2 昭和55年以前の住宅で耐震改修済みの住宅を推計し，耐震性有の住宅に含めています。

(2) 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物（※3）

令和2年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は32棟です。そのうち耐震化率は約96パーセントとなります。

※3 耐震診断義務付け対象建築物とは，要緊急安全確認大規模建築物（昭和56年5月31日以前に建築された資料編資料1に該当する建築物）及び要安全確認計画記載建築物（病院，官公署，災害応急対策に必要な施設などで，耐震診断を行わせ，耐震改修を促進することが必要な建築物として都道府県の耐震改修促進計画に位置付けた建築物）のどちらかに該当するものをいいます。

表4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)
32 棟	1 棟	31 棟	約 96%

※4 各棟数及び耐震化率は令和6年4月1日時点の数値です。

イ 特定建築物

令和3年における特定建築物（※5）の棟数は，民間建築物が約975棟，市有建築物が222棟で，あわせて約1,195棟です。そのうち昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物の棟数は，民間建築物が約55棟であり，特定建築物の耐震化率は約95パーセントです。そのうち民間の耐震化率は約94パーセント，市有の耐震化率は100

パーセントとなります。

※5 本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物をいいます。

表5 特定建築物の耐震化の現状

種 別	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
民 間	約 975 棟	約 55 棟	約 100 棟	約 820 棟	約 94%
市 有	222 棟	0 棟	138 棟	84 棟	100%
全 体	約 1,195 棟	約 55 棟	約 240 棟	約 900 棟	約 95%

※6 各棟数及び耐震化率は令和3年1月1日（民間）及び令和6年4月1日（市有）時点の数値です。

(3) 市有建築物

市有建築物の耐震化については、重点的に整備すべき「特定建築物」、「震災時に応急活動拠点となる建築物等」及び「非木造で2階以上または200㎡以上の建築物」（以下「特定建築物等」という。）を対象に、計画的に耐震診断及び耐震改修を進めてきたところであり、令和4年度末までに耐震化率は約98パーセントとなっています。

表6 市有建築物（特定建築物等）の耐震化の現状

総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
596 棟	10 棟	277 棟	309 棟	約 98%

※7 各棟数及び耐震化率は令和6年4月1日時点の数値です。

3 耐震化の目標の設定

令和3年4月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、令和7年度を目標年度とした耐震化率の目標を設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95パーセントとします。

(2) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標は、令和7年度におおむね解消とします。

(3) 市有建築物

災害時には、市庁舎が被害情報収集や災害対策指示等を行う場所に、病院が災害による負傷者の治療を行う場所に、また、学校が避難場所等に利用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。

このため利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めた整備プログラムに基づき、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備します。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

市は、主な市有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（施設名称、耐震診断の有無、実施結果、構造耐震指標値（I s 値）等）をホームページ等で公表します。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行なうとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

市は、整備プログラム等に基づき、耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるように努めます。

市は、住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

市は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、国の補助事業や県の支援を得て、住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対しての助成事業を実施します。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修等の適確な実施のため、それらの所有者等に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行うものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

市では、木造住宅・分譲マンションの耐震診断及び木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊のおそれありと判断されたものの耐震改修について、その費用の一部を補助します。

さらに、国や県の補助事業を活用し、支援措置を検討します。

3 地震時の総合的な安全対策

(1) 事前の対策

これまでの地震の教訓から、エレベーターの閉じ込め防止対策、窓ガラス等の落下対策、大規模空間を持つ建築物の天井落下防止対策、ブロック塀の安全対策の必要性等が改めて指摘されています。市では被害が生じるおそれのある建築物を把握し、その所有者等に対して必要な対策を講じるように指導を行っていきます。

(2) 地震発生時の対応

地震により住宅及び建築物、宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は、「柏市被災建築物応急危険度判定震前計画」に基づき必要な措置を講じます。

4 重点的に耐震化すべき建築物

市は、災害時における防災、避難等の施設としての機能をもつ建築物や不特定多数の人が利用する特定建築物について、重点的に耐震化すべき建築物として定めます。

(1) 市有建築物

- (ア) 災害対策の指揮、情報伝達等や救援・救護施設など、その機能確保が求められる建築物
- (イ) 地域防災計画において、被災者の受け入れ等、避難施設として位置づけられている建築物
- (ウ) 保健衛生及び救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等のためのライフライン管理施設である建築物
- (エ) 高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設である建築物
- (オ) 多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物

(2) 民間建築物

- (ア) 救援・救護施設、ライフライン管理施設など被災時にその機能確保が求められる特定建築物
- (イ) 高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設である特定建築物
- (ウ) 多数の者が利用する一定規模以上である特定建築物

(3) 促進施策の方針

ア 市有建築物

公共性の高い建築物は、震災時に地域防災拠点等として利用される可能性が特に高いため、その被害が甚大にならないよう、安全性を確保する必要があります。

したがって、耐震改修等を行うにあたっては、施設の機能や被害を受けた場合の社会的影響、立地する地域の状況等を考慮し、大地震に対しても十分な耐震性能を発揮できるよう検討します。

イ 民間建築物

民間建築物のうち多数の人々が利用する特定建築物は、公共的な性格が強く、利用者の安全を確保する社会的要請が強いと考えられます。

したがって、民間の特定建築物の耐震診断及び耐震改修等の的確な実施のため、それらの所有者等に対し、次の促進策を行うものとします。

- (ア) 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示および公表
- (イ) 耐震改修促進法に基づく報告・工事現場への立入検査
- (ウ) 耐震改修の必要性の啓発

5 重点的に耐震化すべき区域

市は、地震発生時において、既存建築物の倒壊等により震災時の避難、救援、復旧及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、震災時に大き

な被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等を重点的に耐震化の促進を図る区域として定めます。

(1) 区域の設定

ア 選定基準

大字、町丁目及び町会等の単位で木造建築物が密集する区域で、かつ次に掲げる(ア)から(ウ)までに該当する区域とします。

(ア) 建物絶対量：木造建物棟数＝50棟以上

(イ) 建物密度：木造建物密度＝30棟／ha以上

(ウ) 老朽度：昭和56年以前の木造建物棟数比率＝50%以上・かつ昭和56年以前の木造建物棟数に対する昭和46年以前の木造建物棟数比率＝50%以上

イ 区域

選定基準に基づき次の10区域とします。

- ①東三丁目 ②大塚町 ③緑ヶ丘 ④常盤台 ⑤豊住五丁目 ⑥つくしが丘一丁目
⑦つくしが丘二丁目 ⑧一二四町会 ⑨親和町会 ⑩東映団地

(2) 促進施策

ア パンフレットの配布及び回覧

建築物の耐震改修等の重要性と緊急性を周知するパンフレットを作成し、配布及び回覧を行います。

イ 講習会及び説明会の開催

選定区域（町会）単位で講習会及び説明会を開催し、選定区域の建築物所有者の疑問あるいは相談に応えます。

ウ 巡回指導の実施

選定区域を定期的に巡回し、個別に指導を行います。

エ 無料耐震相談会の開催

近隣センター等で、木造住宅（在来工法）簡易耐震診断相談会を開催します。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において、既存建築物の倒壊等により震災時の避難、救援、復旧及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、それらを重点道路と定め、その沿道の建築物の耐震化を図ります。

(1) 重点道路の指定

ア 緊急輸送道路

千葉県地域防災計画及び柏市地域防災計画において、大規模な地震が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施す

るため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として定めた道路です。

本市においては、次の緊急輸送道路を重点道路として指定します。

(1 次路線※8)

- ①常磐自動車道、②一般国道6号、③一般国道16号、④柏市道01138号線、
⑤柏市道02134号線、⑥一般国道464号、⑦主要地方道船橋我孫子線

(2 次路線※9)

- ⑧主要地方道市川柏線

※8 緊急輸送道路1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等。

※9 緊急輸送道路2次路線は、1次路線を補完し市町村役場を相互連絡する県道等。

イ 避難路

柏市地域防災計画で指定された指定避難場所に至る路線とし、今後さらに検討を行い、地域防災計画とも整合性を持たせた上で、重点道路として指定するものとします。

ウ その他

市が、震災時の避難・救助復旧及び消火活動等に必要な自然水利に面する道路等、特に必要と判断して地域防災計画又は耐震改修促進計画で定めた道路について、今後検討の上、重点道路として指定を行うものとします。

(2) 対象建築物の選定

当該重点道路の沿道建築物で、倒壊により緊急車輛及び避難者の通行に支障を及ぼすと考えられる建築物とします。

(3) 促進施策

ア パンフレット等の配布

建築物の耐震改修等の重要性と緊急性を周知するためのパンフレット等を作成し、配布することにより啓発を図ります。

イ 巡回指導の実施

重点道路沿道を定期的に巡回し、個別に指導を行います。

ウ 講習会及び説明会の開催

重点道路沿道の建築物所有者の疑問あるいは相談に応えるため、重点道路単位で講習会及び説明会を開催します。

7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、それらの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講じるよう指導するものとします。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、市では、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物における落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多いと考えられる場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。このような被害を防止するために、市では、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

(4) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市は、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

また、市では、柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱を平成30年より創設し、危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成しています。

8 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

市では、ホームページやパンフレットの配布により認定制度の情報提供を行うとともに、種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続きを紹介し、耐震化の促進に努めます。

9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険区域内の危険住宅や土砂災害の恐れのある危険な箇所等における住宅宅地等に対し、必要な対策や支援等を推進します。

10 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化状況の把握に努めるものとします。

11 柏市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。このため、柏市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

第4 啓発及び知識の普及

1 防災マップの作成・公表

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、大地震発生による危険性について予測した地図を作成し、公表します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため耐震相談窓口を設置します。

市及び建築関連団体が行う相談内容は次のとおりです。

① 柏市

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震改修促進法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度等の説明
- ・耐震診断及び耐震改修等の標準的な費用等

② 建築関連団体

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介等

(2) 防災査察等の活用

防災査察等の機会を活用して、特定建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等に関する必要な情報提供を行い、意識の啓発を図ります。

(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

3 パンフレットの作成・配布，相談会の実施等

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われました。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその安全性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があります、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口に常備し配布をします。

また、相談会等の場を活用して、広く市民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度、長期優良住宅建築等計画認定制度及び地震保険等について情報提供していきます。

(2) 耐震相談会の実施

市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために、県が実施する「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施します。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会の受講啓発

市は、県が行う建築関連技術者（建築士等）を対象とした耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会の受講について、推進していきます。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事に併せ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

市は、リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやインターネットでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

5 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害が多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

市は、パンフレットやインターネットにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

6 自治会等との連携に関する事項

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図ります。

第5 法による指導等

1 法による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告のない所有者については相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページ等で公表します。

イ 耐震診断結果の公表

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページ等で公表するものとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第21条及び技術的助言（平成25年11月25日付け国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第3209号）に基づくものとします。

市は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

市は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導や助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

イ 指示、公表

市は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった

た場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると市が認める建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

市は、「千葉県建築防災連絡協議会（※１０）」や、「千葉県特定行政庁連絡協議会（※１１）」と連携をとり、また、「千葉県耐震判定協議会（※１２）」の協力を得ながら、より広範な耐震診断及び耐震改修等の普及・促進にも取り組んでいくものとします。

※１０ 地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

※１１ 県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

※１２ 学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適格性を、審査・判定している第三者機関です。その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

2 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

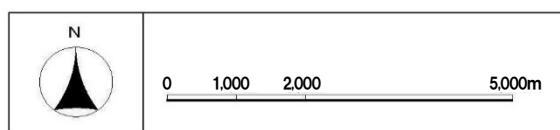
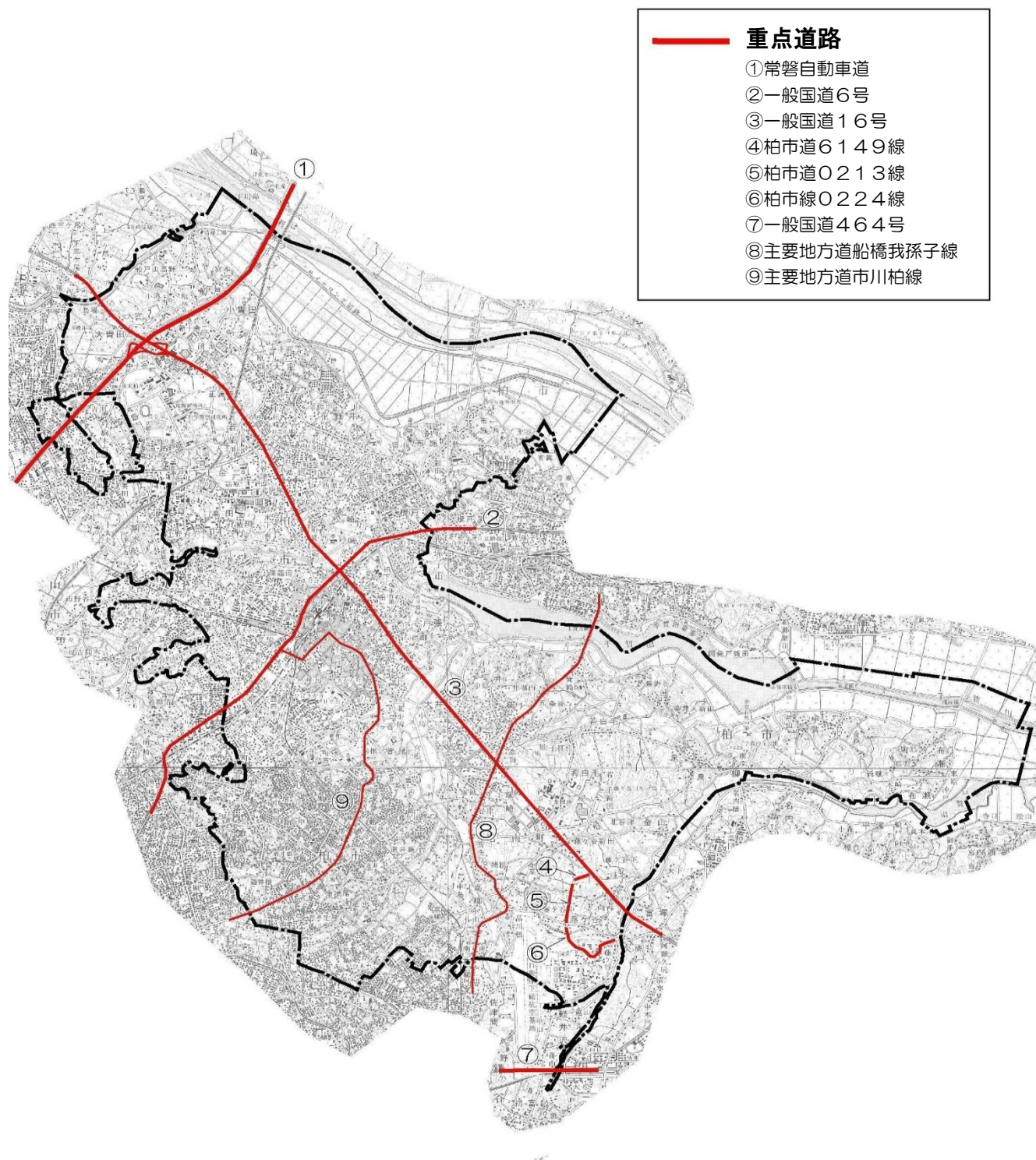
資料編

本計画の特定建築物一覧（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

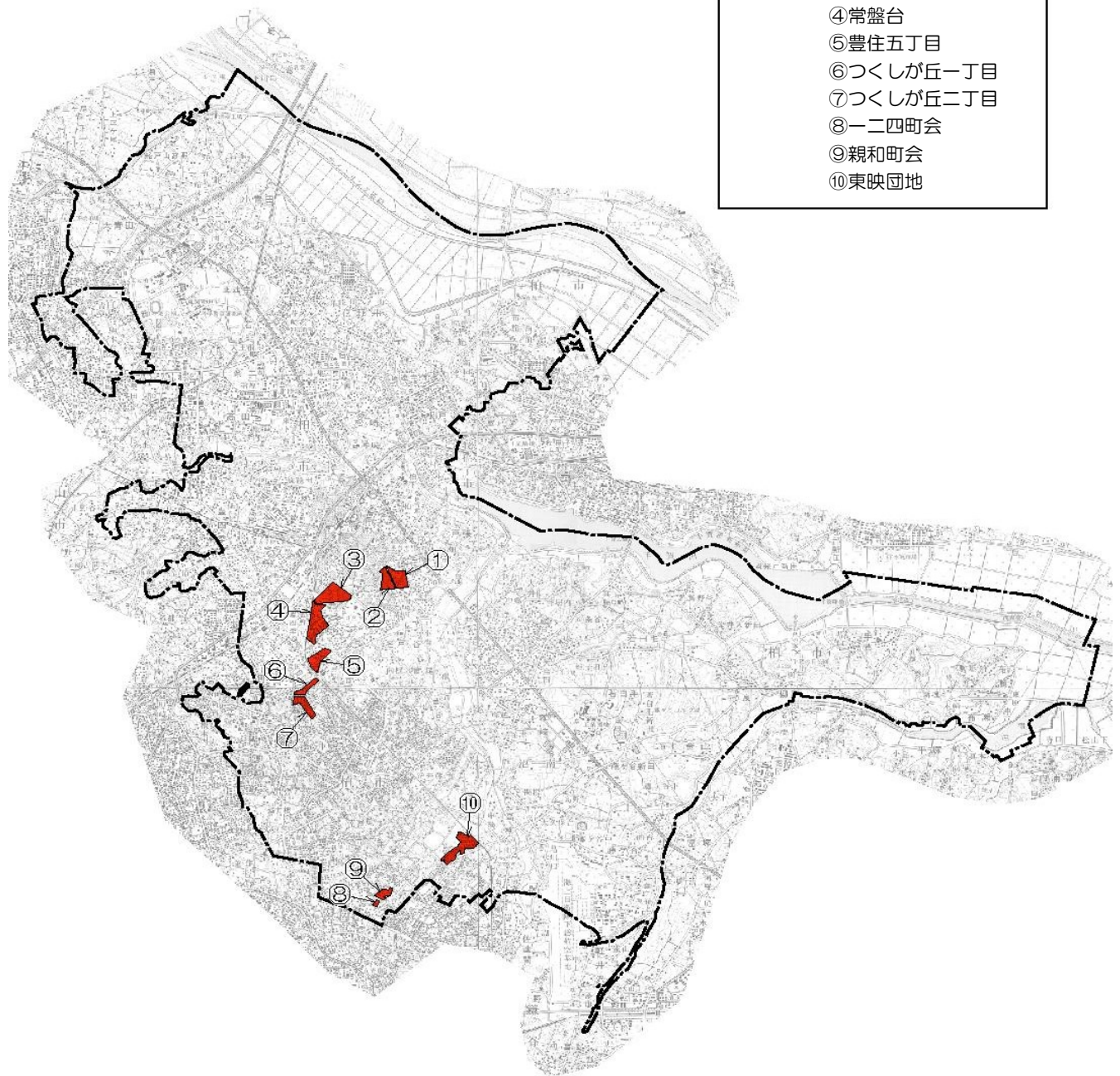
用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学 校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場，スケート場，水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上		
病院，診療所				
劇場，観覧場，映画館，演芸場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場，公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル，旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。），寄宿舎，下宿				
事務所				
老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上		
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園，保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館，美術館，図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上		
遊技場				
公衆浴場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホール，その他これらに類するもの				

理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自転車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	耐震改修等促進計画の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めたもの

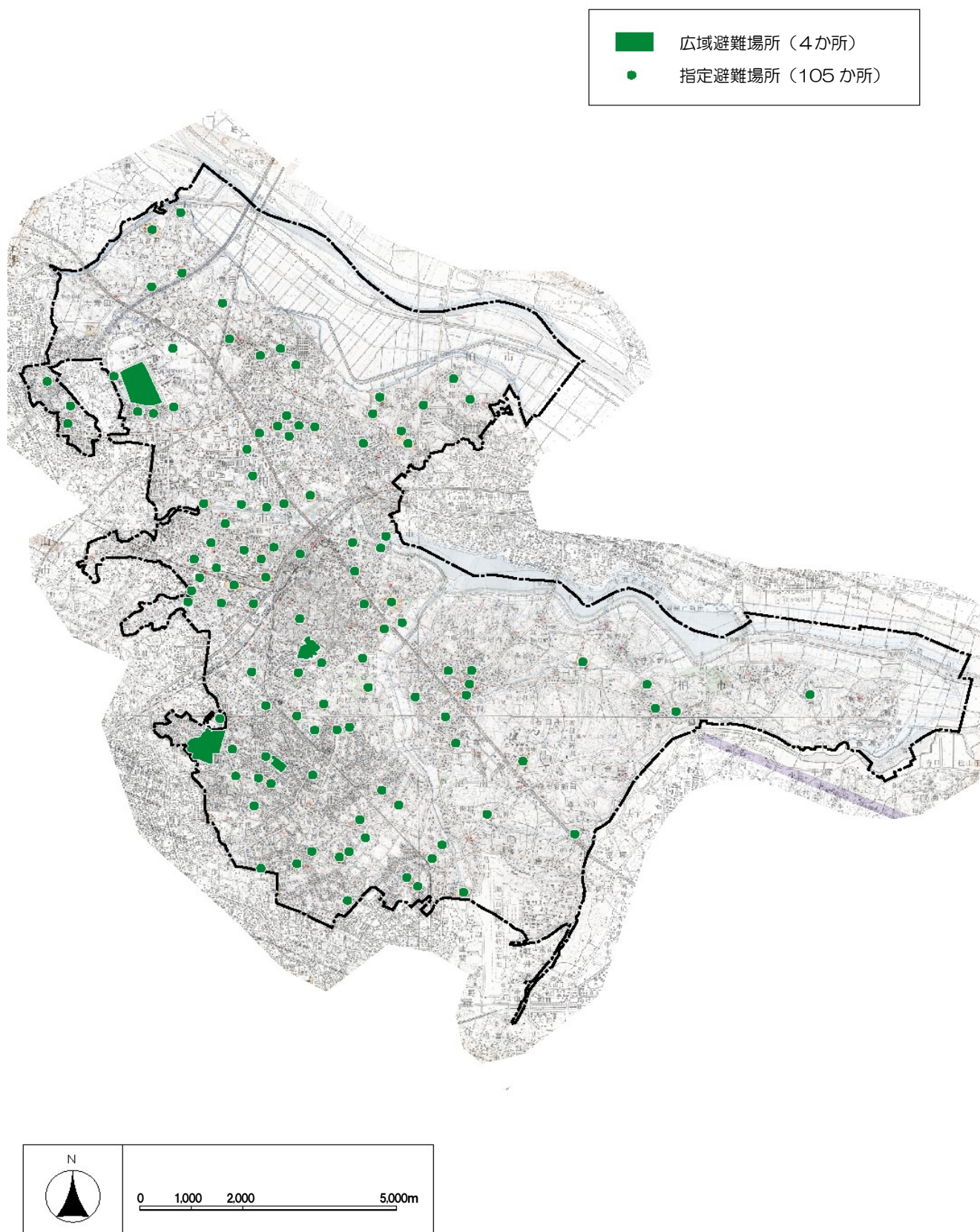
重点道路等沿道区域



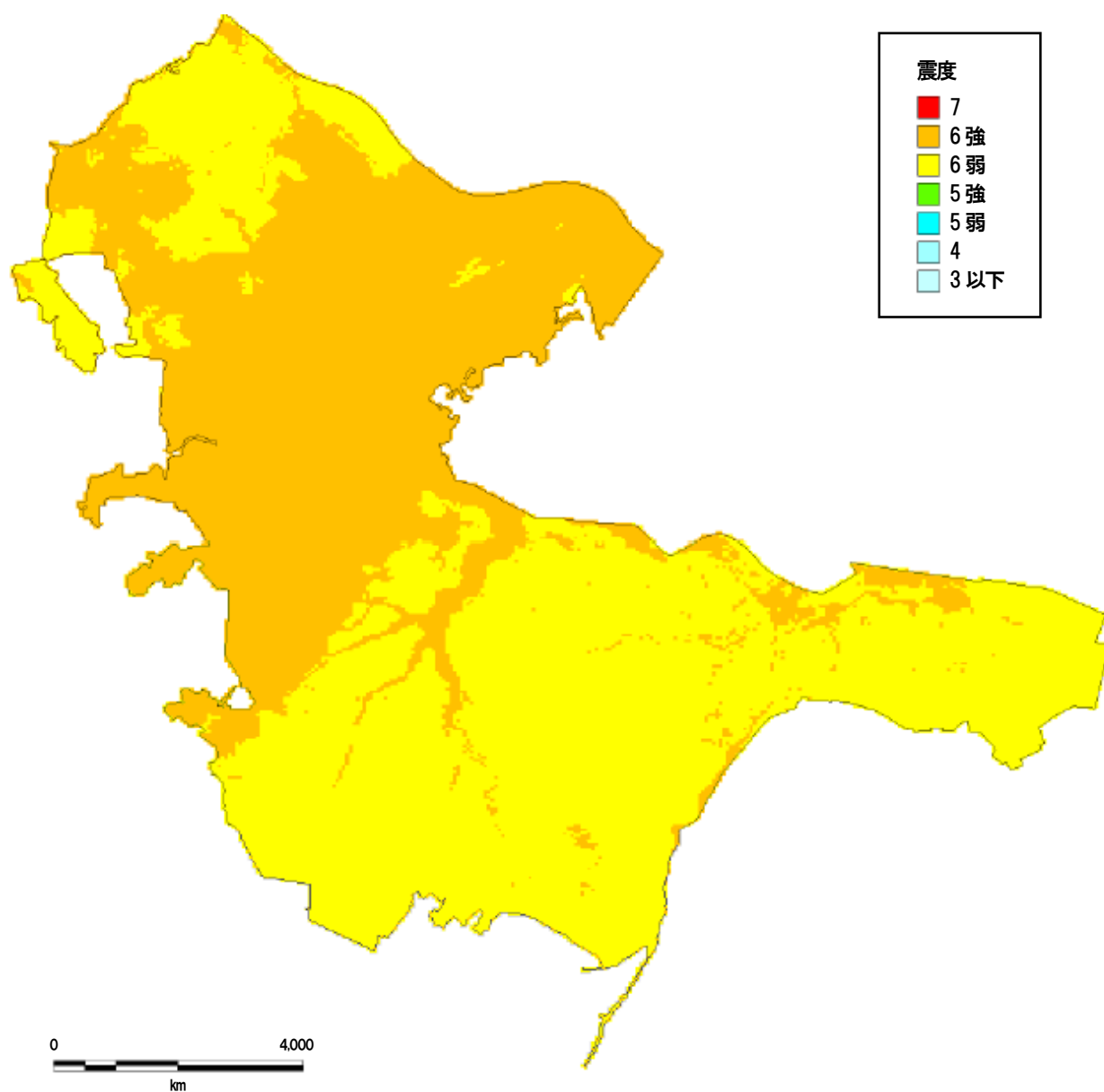
重点地区



広域避難場所・指定避難場所分布図

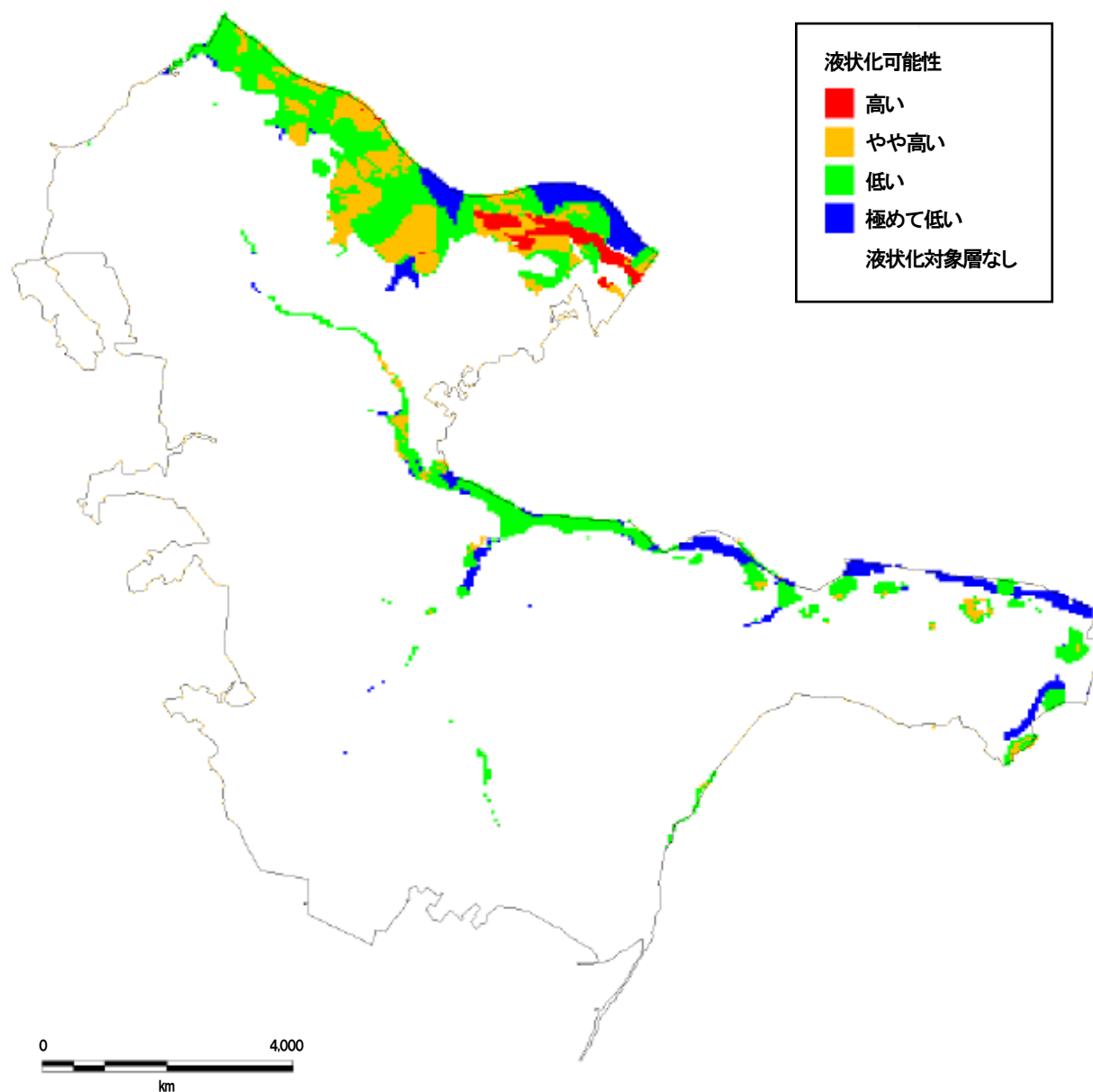


柏市直下地震(マグニチュード7.3) 地表の地震動予測分布図



平成31年度 柏市防災アセスメント調査報告書より

柏市直下地震(マグニチュード7.3) 液状化危険度予測分布図



掲示期間：令和XX年12月25日(X)まで

地震に備えた工事等に要する費用を／ 柏市が補助します

補助金って
どのくらい
もらえるの？



塀も古いし
倒れないか
心配……

木造住宅耐震 診断費 補助金

補助額
耐震診断費の
3分の2
限度額
6万円

受付期間 20XX.5.X～12.25

木造住宅耐震 改修費 補助金

補助額
耐震改修費の
5分の4
限度額
100万円

受付期間 20XX.6.X～11.30

危険CB塀等 除却工事費 補助金

補助額
道路に面する
塀の長さ(m) × **1万円**
限度額
面する道路が
通学路 その他
20万円 10万円

受付期間 20XX.5.X～11.30

分譲マンション耐震診断費 補助金

受付期間 20XX.6.X～9.25

<補助額>
耐震診断費の **3分の2**
<限度額>
予備診断 **3.4万円** 本診断 **100万円**

- 建築年、建築方法などによっては補助の対象になりませんのでご注意ください。
- 詳細は、建築指導課窓口(電話)・柏市ホームページなどでご確認ください。

問 柏市建築指導課

04-7167-1145



詳細は
コチラ

柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成 18 年 4 月 28 日

施行 平成 18 年 6 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を実施する者に対し、木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅又は併用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積がその建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上である建築物をいう。）であって、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

ア 柱、はり等の主要な構造部に木材を用いたものであること。

イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。

ウ 地上階数が 2 以下のものであること。

エ 着工日が平成 12 年 5 月 31 日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

(対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に木造住宅を所有している者とする。ただし、当該木造住宅を所有している者（当該木造住宅を共有し

ている場合にあつては、そのいずれかの者）が既に補助金の交付を受けている場合及び補助金の交付を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けている場合にあつては、この限りでない。

- 2 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、対象者が所有する木造住宅について、耐震診断を実施するのに必要な知識及び技能を有する者として別に定めるところにより本市の登録を受けた者（以下「木造住宅耐震診断士」という。）に依頼して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第1号及び第3号又は国土交通大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により耐震診断を実施する事業とする。

- 3 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の額は、60,000円を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅の用途、規模、構造、工法、着工日その他木造住宅の概要

(2) 耐震診断を依頼する木造住宅耐震診断士の登録番号及び氏名
（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅に係る登記事項証明書その他の対象者が木造住宅を所有していることを証する書面

(2) 木造住宅の建築の着工日を証する書面（木造住宅の着工日を証する書面がない場合にあつては、木造住宅に係る建築確認通

知書その他の市長が必要と認める書面)

(3) 対象経費に係る見積書又はその写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(申請書提出期限)

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の12月25日(その日が柏市休日条例(平成元年柏市条例第3号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「本市の休日」という。)に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(標準処理期間)

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、21日(21日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間)とする。

(実績報告書提出期限)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の2月15日(その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(実績報告書添付書類)

第10条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断の結果を記載した書面

(2) 耐震診断の実施状況を写した写真

(3) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(平成18年度における申請書の提出期間の特例)

- 2 平成18年度における補助金の交付の申請に係る第7条の規定の適用については、同条中「提出期限」とあるのは「提出期間」と、「補助金の交付を受けようとする年度の1月31日」とあるのは「平成18年6月12日から平成19年1月31日までの間」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

柏市マンション耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日

施行 平成 26 年 6 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、マンションの耐震診断を実施する者に対し、マンション耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、マンションの地震に対する安全性の向上を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者が所有する共同住宅であつて、地階を除く階数が 3 以上であり、かつ、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものをいう。
- (2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する管理を行うための団体（同法第 47 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）をいう。
- (3) 予備診断 次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積もることをいう。
 - ア 建物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査
 - イ 関係図書の有無の確認
 - ウ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査
 - エ 建物の外観調査
 - オ 本診断に係る次号に規定する指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

- (4) 本診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第2号及び第3号の規定並びに次に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれに定める指針等に基づいて行う耐震診断をいう。

ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」

イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修指針・同解説」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

- (5) 耐震診断士 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士であって、同法第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所に所属していること。

イ 原則として過去にマンションの耐震診断をした実績があること。

ウ マンションの耐震診断を行うため、建築士法第22条第2項に規定する都道府県知事が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会を受講し、修了していること。

（対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」と

いう。)は、本市の区域内にマンションを所有する者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 管理組合の代表者であること。

(2) 管理組合の総会において、耐震診断を行うことの決議及び耐震診断にかかる費用の一部について補助金の交付を申請することの決議がなされていること。

2 補助の対象となるマンションは、次に掲げる全ての要件を満たしているものとし、1管理組合につき、1棟に限り申請ができるものとする。ただし、1管理組合が複数棟の建築物を同一敷地内又は同一敷地と同等と市長が認める敷地内に有する場合であって、それらの建築物の全部又は一部を一括して補助金の交付を申請しようとするときは、この限りではない。

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

(2) 着工日が、昭和56年5月31日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(3) 人の居住の用に供する部分の床面積が、その建築物の床面積の2分の1以上であること。

(4) 設計図書（建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち構造に関する図書が、現に存在すること。

(5) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

3 前項第5号の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて予備診断のみを行った場合にあっては、当該マンションに係る本診断は、補助の対象とする。

4 前2項の規定にかかわらず、本診断の補助の対象となるマンションは、前2項に規定する要件を満たすものであって、予備診断の結果において本診断が必要とされたものとする。

5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、予備診断及び本診断に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、予備診断の場合にあっては34,000円を、本診断の場合にあっては1,000,000円を限度とする。なお、前条第2項ただし書の場合であっても、同様とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションの名称、所在地（地名地番）、用途、規模、構造、着工日その他マンションの概要
- (2) 耐震診断を依頼する耐震診断士の所属する建築士事務所の登録番号及び名称並びに構造設計一級建築士の交付番号及び氏名

（申請書添付書類）

第6条 予備診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションに係る建築確認通知書の写し又はマンションの着工日を証する書面
- (2) 管理組合の総会において決議された予備診断に係る議事録（決議書）
- (3) マンションの管理規約の写し
- (4) マンションの区分所有者の住所・氏名一覧（管理組合員名簿等）
- (5) マンションの配置図・平面図・立面図等の建物概要が分かる図面
- (6) 申請者がマンションの管理組合の代表であることを証する書類（管理組合の役員名簿等）
- (7) マンションの管理組合の代表者の印鑑登録証明書
- (8) 対象経費に係る見積書又はその写し
- (9) マンションの構造関係図書（構造計算書・構造図等）の目次の写し
- (10) 構造設計一級建築士証の写し
- (11) 耐震診断士が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
- (12) 耐震診断講習会（非木造）修了証の写し
- (13) 法人登記証明書（マンションの管理組合が法人の場合）

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 本診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 管理組合の総会において決議された本診断に係る議事録（決議書）

(2) 本診断の方針書（概要書）

(3) 予備診断結果報告書

(4) 予備診断結果の要約書

(5) 対象経費に係る見積書又はその写し

(6) 前項（第2号及び第9号を除く。）に定める書類一式

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項に定める書類の一部を省略することがある。

（申請書提出期限）

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の9月25日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（標準処理期間）

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、45日（45日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（実績報告書添付書類）

第9条 予備診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 予備診断結果報告書

(2) 予備診断結果の要約書

(3) 予備診断の実施状況を写した写真

(4) 予備診断の実施に係る契約書の写し

(5) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 本診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本診断結果報告書
- (2) 本診断結果の要約書
- (3) 本診断の実施状況を写した写真
- (4) 本診断の実施に係る契約書の写し
- (5) 対象経費に係る領収書又はその写し

3 市長は、前2項に定める書類の一部を省略することがある。

(実績報告書提出期限)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日（その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

制定 平成 30 年 10 月 22 日

施行 平成 30 年 10 月 22 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、危険コンクリートブロック塀等の除却を行う者に対し、危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震等による災害を未然に防止し、市民の生命及び身体の保護を目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 一般の交通の用に供する道であつて、次のいずれかに該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する道路

イ 法第 42 条第 2 項に規定する道路

ウ 法第 43 条第 2 項各号の規定により市長が認定した建築物に係る道又は市長が許可した建築物に係る空地

エ 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める道又は空地

(2) 通学路 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定に基づき、児童及び生徒の通学の安全確保及び教育的環境維持のために市内の小学校又は中学校が指定した道路

(3) コンクリートブロック塀等 道路等に面して設置されたコンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎

(4) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、現地調査を行った結果、倒壊するおそれがあると市長が判断したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において危険コンクリートブロック塀等を所有している者（以下「所有者」という。）とする。ただし、共有により所有者が複数存在する場合にあっては、所有者全員から同意を得て、委任を受けた代表者を補助対象者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する所有者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 既に補助金の交付を受けているか、又は補助金の交付の決定を受けている者

(3) 土地又は建物の販売を目的として危険コンクリートブロック塀等の除却を行おうとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として、道路等又は敷地の地表面からの垂直距離（以下「高さ」という。）が1.2メートルを超える危険コンクリートブロック塀等の除却工事とする。

2 前項の補助対象事業において、高さが1.2メートル以下の部分を含むコンクリートブロック塀等が危険コンクリートブロック塀等と不可分と判断される場合にあっては、当該部分を危険コンクリートブロック塀等の一部とみなし、除却工事の対象とするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書提出期限)

第6条 規則第2条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（申請書記載事項）

第7条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、危険コンクリートブロック塀等の道路等に面する長さ、高さ、構造、着工日その他危険コンクリートブロック塀等の概要とする。

（申請書添付書類）

第8条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地又は建物の所有を証する書類
- (2) 案内図
- (3) 危険コンクリートブロック塀等の位置図
- (4) 除却する危険コンクリートブロック塀等の現況写真
- (5) 補助対象事業に係る見積書又はその写し
- (6) 補助金対象者（共有の場合は所有者全員）の市税に係る納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿等で確認することに同意しない場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（標準処理期間）

第9条 申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、14日（14日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（交付の条件）

第10条 規則第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に伴い発生した廃材等の資材については、補助対象者の責任において適法かつ適正に処分する。
- (2) 補助対象事業後に設置する塀及び門柱並びにその下部にある擁壁又は生垣については、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

（実績報告書提出期限）

第11条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日（その日が本市の休

日に当たるときは，当該本市の休日の翌日）とする。

（実績報告書添付書類）

第 1 2 条 規則第 1 2 条に規定する市長が別に定める書類は，次に掲げるものとする。

- （1）補助対象事業の結果を記載した書面
 - （2）補助対象事業の実施状況（除却前，除却中及び除却後）を写した写真
 - （3）除却工事に要する経費の合計額に係る領収書又はその写し
 - （4）除却工事に伴う発生した廃棄物の処分報告書
 - （5）前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
- （補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

種類	補助金の額	上限額
第 2 条第 1 号に規定する道路等 （通学路を除く。）	除却工事に要する経費の合計額又は危険コンクリートブロック塀等の長さに 1 メートル当たり 1 0 , 0 0 0 円を乗じて得た額のいずれか少ない額	上限 1 0 0 , 0 0 0 円
第 2 条第 2 号に規定する通学路	（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）	上限 2 0 0 , 0 0 0 円

資料 1 1

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年 1月25日 国土交通省告示第 184号
改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号
改正 平成28年 3月25日 国土交通省告示第 529号
改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては堺に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る

ため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められてい

る建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項

の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替えの促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第323号以下「改政令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適

宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定をすべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1項に規定する建築物に係るものであるみなす。また、同条第2項に規定する組積造の塀については、規則第4条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考え

られる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を促進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込ま

れる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際に、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事業により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命

令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震診断の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成 7 年 1 0 月 2 7 日法律第 1 2 3 号）

（最終改正 平成 3 0 年 6 月 2 7 日法律第 6 7 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 9 7 条の 2 第 1 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の

規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第14条第3号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならぬ。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格

建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失が

なくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認

計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利

用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであ

り、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又

は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第18条 計画の認定を受けた者（第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第19条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告

を求めることができる。

(改善命令)

第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第5章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第22条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第23条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第2項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第24条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第22条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、

基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第6章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第25条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第25条第1項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第34条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第26条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第27条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案

して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則（抄）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号）

（最終改正 平成 30 年 11 月 30 日政令第 323 号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第 2 号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。）が 10,000 平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第 51 条（同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第 2 条 法第 5 条第 3 項第 1 号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業の用に供する施設

- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第２条第３項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第２項に規定する水道事業又は同条第４項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号に規定する公共下水道又は同条第４号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和４７年法律第８８号）第２条第２項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第５条第１項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第７条第１号から第１３号の２までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和３４年法律第１３６号）第２条第８項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和３１年法律第８０号）第２条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条第２号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）第２条第４項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１０号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第3条 法第5条第3項第1号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあっては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第137条の2第3号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲

においては国土交通省令で定める距離)を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に付属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

- 第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗

降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計1,000平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル

四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあつては、温

度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 500,000個

ニ 銃用雷管 5,000,000個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 50,000個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

五 マッチ 300マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第8号に掲げるものを除く。) 20,000立方メートル

七 圧縮ガス 200,000立方メートル

八 液化ガス 2,000トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 20トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 200トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、

水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第14条第2号に掲げる建築物

2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。）
床面積の合計2,000平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計750平方メートル

三 小学校等 床面積の合計1,500平方メートル

四 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートル

3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3

号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第11条 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 (抄)

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

建築基準法（抜粋）

（昭和 2 5 年 5 月 2 4 日法律第 2 0 1 号）

（最終改正 令和 2 年 6 月 1 0 日法律第 4 3 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第 1 0 条 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び第 1 1 項から第 1 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

建築基準法施行令（抜粋）

（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
（最終改正 令和 2 年 9 月 4 日政令第 268 号）

第 1 章 総則

第 3 節の 5 保安上危険な建築物等に対する措置

（勧告の対象となる建築物）

第 14 条の 2 法第 10 条第 1 項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が 5 以上である建築物
- 二 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物

資料 16

○柏市に大きな被害をもたらした主な地震(江戸時代以降)

発生日:西暦(日本歴)	震源域・規模	被害の概要
1703年12月31日 (元禄16年)	房総沖 M7.9~8.2	(元禄地震) 関東地方の南部の広い範囲で震度6相当の揺れがあり、房総半島や相模湾の沿岸部に津波が襲来する。全体として、死者10,000人以上の被害となる。
1707年10月4日 (宝永4年)	紀伊半島沖 M8.4~8.7	(宝永地震) 東海地方沿岸部から四国にかけての広い範囲で震度6以上の揺れがあり、太平洋沿岸部を中心に大津波が襲来する。少なくとも、死者20,000人以上と言われる。東葛飾郡誌には「この地方一帯大地震、暴風と重なる」と記述がある。49日後には富士山が噴火し、船橋で3~4寸の降灰があった。
1855年11月11日 (安政2年)	東京湾北部 M7.2	(安政江戸地震) 東京都東部、千葉県北西部、埼玉県東部などで震度6相当の揺れが生じ、各所で火災、液状化が起きる。全体として死者7,000人以上の被害となる。
1923年9月1日 (大正12年)	相模湾 M7.9	(関東大震災) 関東地方の南部を中心に広い範囲で震度6を観測。地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京、神奈川を中心に10万人以上の死者を出した。千葉県内の死者は1,335人。 【柏市史による被害の記述】 ○根戸下・呼塚中間地点で貨車が脱線し東京との往来途絶、流言蜚語流れ人心動揺す ○地割し、噴水、堤防の亀裂、陥落、石碑の倒壊、屋根瓦の落下、家屋の損傷実に甚し、幸い人畜に死傷なかりし ○土村に於ける震災被害程度は、建物に僅に毀損せしのみにして人畜其他に被害なかりき ○運河堤塘大亀裂、堤塘復旧に着手して五千数百の人夫を費す
1987年12月17日 (昭和62年)	九十九里浜付近 M6.7	(千葉県東方沖地震) 山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、液状化現象等が多数発生した。千葉県全体で死者2人。
2011年3月11日 (平成23年)	三陸沖 M9.0	(東日本大震災) 東北沿岸部に大津波が襲来。東京湾沿岸部等で液状化。 (全体被害) 千葉県内の死者は20人(行方不明2人)。柏市では震度5強を記録し、鉄道の運行停止により多くの帰宅困難者が発生。 ○ 人的被害 死者1人 中等症6人 軽症16人 ○ 建物被害 全壊1棟、半壊16棟、一部破損4,750棟 ○ 道路損壊 143件 ○ 水道被害 28件

※「千葉県地域防災計画・柏市地域防災計画」より抜粋

柏都建第834号
令和2年4月1日

柏市耐震改修促進計画に定めるブロック塀対策の対象となる避難路
について

柏市耐震改修促進計画第3-7-(4)のブロック塀対策の推進に記載の除却に対する助成対象のうち、以下の道路等は地震災害時に避難上重要となることから、「避難路」として位置づけ、重点的にブロック塀の倒壊防止の促進を図る。

- ・ 柏市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路
- ・ 通学路